

2026 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

役員責任調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2026 年 3 月 3 日付「第三者委員会の調査報告書の公表及び当社の対応に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、役員責任調査委員会の設置を検討してまいりましたところ、2026 年 3 月 13 日に開催した取締役会及び監査等委員会において役員責任調査委員会の設置を決定いたしました。

当社グループにおける一連の会計不正問題に関し、当社の現旧の取締役、監査役又は執行役員において、その職務執行に関して任務懈怠責任があったか否かを含め法的責任の有無について、当該対象者と利害関係を有しない外部の専門家で構成される役員責任調査委員会にて調査・検討を行います。当社は、役員責任調査委員会の報告・提言に基づき、損害賠償請求その他法的措置を行うべきか判断する予定です。

役員責任調査委員会の概要は別紙のとおりです。

以 上

(別紙)

役員責任調査委員会の設置について

1. 設置の目的

第三者委員会の調査報告書で明らかにされた一連の会計不正問題に関し、調査報告書を踏まえ、同委員会による調査の対象期間である 2020 年度から 2025 年度第 1 四半期までの間に取締役、監査役又は執行役員であった者（以下「調査対象者」といいます。）において、その職務執行に関して任務懈怠責任があったか否かを含め法的責任の有無について、当社が適切かつ公正な判断を行うため、調査・検討の上で、報告、提言を行うことを目的とする。

2. 役員責任調査委員会の構成

役員責任調査委員会の委員は以下の通り。

委員長 菊地 伸 弁護士（外苑法律事務所）

委員 松山 遙 弁護士（日比谷パーク法律事務所）

委員 秋葉 賢一 教授・公認会計士（早稲田大学 商学学院 大学院会計研究科）

なお、各委員は調査対象者との間に利害関係を有していない。

3. 調査対象者の範囲

2020 年度から 2025 年度第 1 四半期までの間に取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員であった者

以 上